

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 8

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 8

当社は、取引先との間で単価100ドル契約数量100個の総額10,000ドルの輸出契約が成立した。輸出契約書は取引先が作成し、当社に送付されたその契約書には、Quantity : 100 pieces、Price : \$ 100 per pce.、Total Amount : \$ 10,000と記載されていた。それらは契約が成立した通りの記載であったので、当社はとくに問題はないと考えています。そう考えてよいのでしょうか。

〔本事例のポイント〕通貨の単位名、価格構成の表示、トレード・タームズの特定

貿易当事者は貿易売買を行う際にはまずこの国で通用している貨幣の単位名で価格を取り決めるかが重要となる。世界の各国・地域で用いられている貨幣の単位は様々な名称が存在している。その代表格がドルであり世界中に広く知られており、\$という通貨記号・略号で表している。しかしドルという通貨名が使用されている国・地域が1カ国であればとくに問題は生じないであろうが、実際にはドルという名称の通貨は多くの国・地域で使用されている。米国をはじめカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、香港、台湾、シンガポールなどで同様の通貨名・記号（略称）が使用されている。また、これらの国・地域で使用されているドルの為替換算額が同一であれば問題は生じないであろう。しかし、実際には各国・地域で使用されているドルの為替換算額は相違しているため、単にドルという通貨名を使用するのは問題が生じる。外国為替相場¹においてドルはどのような相違があるのかについて、例えば、米国・ドルは約155円、カナダ・ドルは約114円、オーストラリア・ドルは約109円、ニュージーランド・ドルは約94円、香港・ドルは約20円、台湾・ドルは約5円、シンガポール・ドルは約122円となっており、同じドルでも相当な違いがある。したがって、同じドルという通貨名を使用する場合において、

そのドルがどの国・地域で使用されているのかについて明確にする必要がある。米国・ドルであればUS\$、カナダ・ドルであればC\$、オーストラリア・ドルであればA\$、ニュージーランド・ドルであればND\$、香港・ドルであればHK\$、台湾・ドルであればNT\$、シンガポール・ドルであればS\$という具合に表記すべきである。

つぎに、価格の表示方法についてであるが、通常貿易取引では長年にわたり慣用されてきたトレード・タームズ（Trade Terms）と称する種々の略号を使用する。トレード・タームズは、取引貨物の引渡場所、費用負担の分岐点、危険の移転時点などを表すとともに、価格構成要素をも明示するもので、貿易業者にとって必須の知識である。したがって本例のような価格の表記では、例えば単価100ドルは商品の原価のみなのか、原価に他の費用が含まれているのかが明らかとはならない。もっともこの点について当事者間で別に取り決めがある場合には問題とはならないが、そうでない場合には価格構成要素について、両当事者間で解釈の相違が生じる恐れがある。

以上より、本例において、まず表記されたドルがどの国・地域で使用されている通貨なのかを特定して表記する必要があり、そうしていない場合には商事紛争が生じる可能性がある。そのため、取引先との間でその点について確認をする必要がある。つぎに価格の表示について、それがいかなる価格構成であるのかを明確にする必要がある。そうしていない場合には商事紛争が生じる可能性がある。そのため、取引先との間でこの点についても確認をする必要がある。

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 8

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 9

当社は今後輸出取引を行うための準備をしています。これは国際間の取引であるので、価格の表示は日本の円以外の通貨で行われる可能性が高いものと考えています。そのことから価格の表示が重要であることは承知していますが、どのような種類の表示方法があるのか、その種類ごとに留意しておくべき点は何なのか、についてご教示ください。

〔本事例のポイント〕 邦貨建て、外貨建て、外国為替相場変動リスク

貿易当事者は、価格をどの国・地域の通貨で表示するのかについて取り決めなければならない。例えば表示通貨を輸出国（日本）の通貨（邦貨）とするのか、輸入国の通貨（外貨）もしくは第三国の通貨（外貨）とするのかである。わが国に所在する貿易業者がわが国で通用している通貨で価格を表示することを邦貨建てという。この場合円建てを意味することになるが、邦貨建ては必ず円建てであると解釈することは正しくない。あくまでもわが国に所在する業者からすればそのように解釈できるということで、米国に所在する業者からすれば邦貨建ては米ドル建てとなる。自国通貨（邦貨）で価格を表示した場合には為替相場の変動リスクは相手方の負担となるが、相手国通貨（外貨）もしくは第三国通貨（外貨）で表示した場合にはそのリスクは自己の負担となる。したがって価格を外貨建てで表示した場合、外国為替相場の変動リスクを回避する方策を講じておかなければならない。

つぎに、価格の表示方法についてであるが、通常貿易取引では長年にわたり慣用されてきたトレード・タームズ（Trade Terms）と称する種々の略号を使用する。トレード・タームズは、取引貨物の引渡場所、費用負担の分岐点、危険の移転時点などを表すとともに、価格構成要素をも明示するもので、貿易業者

にとって必須の知識である。したがって貿易業者はトレード・タームズで意味する価格構成について理解しておく必要がある。もっともこの点について当事者間で別に取り決めがある場合にはトレード・タームズを使用しなくても問題はない。現行においてよく使用されているトレード・タームズは、FOB（本船渡し値段）、CFR（運賃込み値段）、CIF（運賃保険料込み値段）の3条件であるが、コンテナ船を利用する場合の適正なトレード・タームズであるFCA（運送人渡し値段）、CPT（輸送費込み値段）、CIP（輸送費保険料込み値段）などはあまり使用されていないのが実態である。

以上より、大分県大在埠頭で貨物を引き渡す場合、価格構成を、国内メーカーからの製品の仕入れ価格〔商社の場合〕または製造原価〔メーカーの場合〕、輸出梱包費〔梱包材への荷印刷込費含む〕、大分県大在埠頭までの国内運送費・国内運送保険料、輸出許認可・輸出通関費、予想利益などを合計した金額を売り値とし、それを米ドル建てで単価により表記した場合、「US\$100 per unit FCA Ohzai」となる。²

1 対顧客電信売相場〔2026年1月27日〕

2 詳細は、OITA TRADE & VIEWS, 2018.7-8. Vol. 119. 4頁、2018.9-10. Vol. 120. 5頁を参照ください。なお、これらはインコタームズ2010年版に基づいているが、FCAは、価格構成要素について最新版のインコタームズ2020年版と同様である。